

令和5年度山科の魅力発掘プロジェクトに係る業務委託仕様書

1 委託業務名

令和5年度山科の魅力発掘プロジェクトに係る業務

2 委託期間

契約の日から令和6年3月22日（金）まで

3 委託金額の上限

2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 業務目的

本業務は、将来的な山科区内への移住及び定住を促進することを目的に、他都市・他地域と比較しても優位性のある特徴を各種データから抽出し、当該分析結果とともに今後の魅力発信事業の企画立案を行うもの。

5 委託内容

(1) 他都市・他地域と比較しても優位性のある山科区の特徴の抽出及び分析

ア 山科に関する情報を広く収集すること。

イ 必要に応じて周辺地域における情報の収集を行い、山科区と比較した分析を行うこと。

ウ 収集した情報を総合的に検証・分析し、報告書を作成すること。

(2) 施策の立案

(1)による分析結果を活用し、山科区の魅力発信を行うことなどにより移住及び定住の促進に資する施策の提案を行うこと。この場合、短期的（令和5年度内）な取組はもとより、中長期的な施策展開についても提案すること。

(3) 担当職員等との協議・打合せ等

ア 調査・分析・進行に係る協議・打合せ、助言・提案を適宜行うこと。

イ 業務委託期間中に中間報告を行うこと。区の要望に応じて随時追加のデータ収集・分析を行い報告書に反映させること。

※ 委託内容及び委託金額の内訳等の詳細については、受託者決定後、提案に基づき協議によって定める。

6 成果物の提出

次に掲げる成果物を、令和6年3月22日（金）までに山科区役所へ提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務終了報告書
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料一式
- (4) 上記(1)～(3)に係る電子データ一式

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 仕様書、企画提案書及び今後の協議によって作成する実施仕様書に基づき、業務を遂行すること。
- (2) 本業務を確実に遂行できる体制を設けること。
- (3) 山科区役所担当職員と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、山科区役所が会議等への出席等を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。
- (4) 本業務の遂行にあたり、山科区役所担当職員と協議を行う場合、議事録を作成すること。

8 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、山科区役所と受託者との間で協議し決定する。協議が整わないときは、山科区役所の指示するところによるものとする。
- (2) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、山科区役所の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、山科区役所は契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。
- (6) 本業務の遂行過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料等の知的財産権（以下、「知的財産保護対象物」という。）は、山科区役所に帰属するものとする。したがって、山科区役所は、知的財産保護対象物の二次利用及び第三者への利用許諾等を自由に実施することができる。

また、受託者による知的財産権保護対象物の再利用、複製、再配布等については、山科区役所に事前申請のうえ山科区役所の許可を得た場合に限る。

- (7) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、人格権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、政治的・宗教的又は公序良俗に反する内容を含ませないこと。成果物について第三者の権利を侵害していた場合等に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、山科区役所に有益な提案を積極的に行うこと。
- (9) 受託者は、本業務の遂行に当たり、山科区役所と会議又は打合せを行う必要があるときは、山科区役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。